

## 一般意見書の概要（抜粋）

2022年2月「孤立出産.jp」というサイトを立ち上げて、一般の方の体験や感覚からリンさんの行為が宗教的感情を害するものかどうかについて意見を募った。



127通（内、出産を経験した方の意見書64通、宗教家の意見書20通）

北は北海道、南は沖縄県まで、また海外からも意見書が届いている。

寄せられた意見には以下のようなことが記載されている（一部抜粋）。

■「私個人の意見としては、内箱を汚さないように段ボール箱を二重にする行為が不自然とは思いません。」「テープで封をした段ボール箱も、蓋付きの箱も普通は他人の部屋で勝手に開けるようなものではありません。一方、他社が何か創作する場合にはどちらも搜索の妨げになるようなものではないと思います。」「突然の分娩、死産という追い詰められた状況で冷静な判断ができなかったことを落ち度とし、そのために母親が葬祭の機会すら奪われるのは理不尽なことであり、死体遺棄罪が制定された目的と反する結果になっているように思います。」（北海道・経産婦）

■「もしもですが、私が隠れて子供を産み、それを冒瀆的な感情で遺棄するのならすぐにでも土に穴を掘って埋めてしまうと思います。ゴミに捨てたって構わないでしょう。大量出血で一ミリ動くのも大変な中、赤ちゃんをタオルにくるみ、箱の中に入れて封をしたことの何が罪に問われるのでしょうか。日本人の宗教的な概念と照らし合わせても、大切なものを慈しむ行為にしか思えません。」（東京都・経産婦）

■「タオルで包んだのも二重に箱に入れてふたをしたのも、しばらく途方に暮れていたのも、彼女が母であったということだと思います。これが罪だというのなら、産後の満足に動けない女性が一人で一体どうすれば罪に問われずに済むのか、明確かつ不可能ではない回答を出していただきたいです」（東京都・経産婦）

■「なんとかその場にあるものを使って遺体を安置し弔おうとしたリンさんに対し、こん包の仕方が「通常必要なことではない」などとどうして言えるのでしょうか。死者を弔うためにはテープが何片だったらよかったのでしょうか。」「では、今後妊娠を誰にも言えずに隠しているうちに突然産気づいて死産してしまった女性は、死体を段ボール箱に入れても良い、しかし二重に箱に入れ、テープで留めないように注意しなければならないということになります。隠匿するつもりはなかったと説明しても妊娠を隠してきたことを理由にそれは信じるに足ると判断してもらえず、逮捕起訴され有罪判決が下ってしまう。ひどい理不尽であると思います。」（熊本県・経産婦）

■「棺を素のままに安置することはありません。少し上等な布で覆います。棺の「木目」が見える裸のままに安置しません。棺を大切にするという意味です。ですから、段ボールを二重にしておくことについては隠蔽の印象を受けません」「彼女が誠意いっぱい行った葬りのかたちであると見受けられます。」（兵庫県・キリスト教牧師）

■「彼女の行為は、刑法に言う「死体、遺骨、遺髪または棺に納めてあるものを損壊し、遺棄し」た行為とは到底考えられません。彼女なりの敬虔な死者への追悼行為の一環だったと見ることも可能です。人の死への対応をその人の内心に踏み込み、水量によって判断するのは危険な司法の横暴であり、信教の自由を侵害する可能性もあります」（北海道・住職）